

平成18年度第3回総合セキュリティ対策会議
(平成18年10月20日)

発言要旨

【事務局説明】

(事務局より「論点の整理及び今後の検討のポイント」に基づき今後の議論の方向性について、「検挙事例」に基づきインターネット上の匿名性を利用した事件の検挙状況について説明。)

検挙事例からも分かるとおり、インターネットカフェの端末を利用した被疑者を特定するには、身分確認だけでは不十分であり、座席が特定できることが必要であると思う。

今後の議論については、インターネットカフェの営業規制、規制を受ける側から見るとインターネットカフェ事業自体の事実上の制約ということになるかと思うのだが、議論を進める上では、実際に対処を必要とするインターネットカフェの属性を知る必要がある。

この属性についてある程度のものが見えてくると、実際にこれを規制することによって具体的に何が侵害されるのかということが見えてくるのではないか。

このようなことを前提として議論を進めていくべきであると思う。

インターネットカフェの事業者については、ソフトのレンタル業者がだんだんビジネスができなくなってきた、中古ソフトに移り、インターネットカフェに移ってきたという状況があると思う。

業界団体である日本複合カフェ協会に入っていない事業者については、著作権法上の処理を一切しないでゲームソフトの上映を行っているケースも多い。

また、韓国人や中国人専門のインターネットカフェといったものが色々なところでできており、口コミで広まっていると聞いている。

インターネット上の匿名性を利用した事件の検挙状況について説明してもらったが、その手口についてはかなり稚拙なもののように見える。検挙できなかった事件の中には、匿名性というだけではなくもっと高度な手口というものがあるのか。また、犯行手口の難易度によって被害額に差異はあるのか。

事務局 技術的に高度なものについては、いわゆるフィッシング事案やスパイウェアを利用した事案などがある。これらの手口については、どちらかという、被害者側のID・パスワードを盗む段階で使わ

れている状況であり、自分の痕跡を消し去る上で技術的にすごいのを使ったという事例は把握していないのが実情である。

また、被害額については統計を取っていないため、正確な額については把握していないが、あまり差はないものと思われる。

捜査が失敗した事例や捜査に着手しようとしてもそれができそうにないということで捜査を打ち切った事例により、浪費された警察のリソースはどれくらいなのかという視点からの調査もあっていいのではないか。

警察では犯罪を認知した場合、捜査を開始することとなるが、リソースの適正配分もやっぱり国民の側としては望みたいが、一方で限りあるリソースが浪費されてはならないという観点もある。

また、規制される方にも営業の自由があるので、金銭面だけで比較するのはまずいにしても、失敗した捜査によるリソースの浪費と比較して考える必要があるのではないだろうか。

事務局 サイバー犯罪の捜査については、まず、最初にIPアドレスの捜査から始めることとなる。IPアドレスの照会をした結果、海外のものであることが判明した場合には、正直なところ、捜査を打ち切るケースが多い。

これが問題であることは別途考えるとしても、海外のIPアドレスの場合は、捜査上のコスト的にはあまりマイナスにはならない。

IPアドレスが国内のものであると判明した段階でログを差し押さえることとなるが、この段階に置いてログが保存されていないと、ここで捜査を打ち切ることとなる。

捜査に必要なログが保存されていて、さらに捜査を進めた場合、インターネットカフェを利用した犯罪については、各店舗に対す聞き込み捜査を実施したりと、相当程度の期間あるいは相当な数の捜査員を投入することとなるので、この段階で捜査を打ち切った場合には、浪費されたコストは極めて大きなものとなる。

インターネット上の匿名性についてであるが、善意であっても匿名を利用することはあるため、匿名性のメリットとのバランスも考慮して議論を進める必要がある。

インターネットカフェについては、もちろんメリットもあるが、犯罪捜査の観点からは、警察にある意味での負担をかけ、それは国民に税金として跳ね返ってくるものである。

また、インターネットカフェでID・パスワードを盗まれてしまったりするなど、利用者が被害を受ける危険性があるのであれば、学校向けの教育を行うべきであるし、一般利用者向けにも広報啓発を実施する必要がある

る。

業界団体である日本複合カフェ協会の方をこの会議の場に呼んでも、協会に入っていない事業者がいなくて議論を進めると、あいつらが悪い、我々は正しいという方向に進んでいってしまう気がするので、そのあたりの議論の進め方を少し考えていただきたいと思う。

インターネット上の匿名性を利用して不正アクセスを行い、オンラインゲームのアイテムを入手したといったレベルを超えて、こういった匿名性の問題がテロや脅迫といった人身、強行犯罪につながるような問題があるのかないのかといったこともしっかり見据えて議論する必要がある。

ただ、そのために角を矯めて牛を殺してもいけないわけで、ネットのメリットみたいなものとのバランスをどうとっていくか、その見極めが重要である。

欧米と比べて日本人の場合には、個人の情報、個人の尊厳に対して非常に意識が甘いと思う。

そういった属性情報の悪用といったことに関する予防策を考えて行く必要もあるのではないか。

今回の議論の中心がプリペイド式データ通信カード及びインターネットカフェとなっているが、今後のネットワークの状況を見ていくと、これから先、むしろ無線LANであったりフリースポットといったものに軸足がシフトしていくのは明らかである。

プリペイド式データ通信カードやインターネットカフェの匿名性についての検討も当然重要だとは思いますが、近い将来を見据えると、無線LAN、フリースポットといったものについても検討するべきではないかと思う。

無線LANに関しては技術力で端末との対応関係を確保するような可能性は残っていないのか。無線LANが広がっていけば、結局は利用者が誰なのかが分からなくなってしまうのだろうか。

端末との対応関係を認証する手段はあるが、アクセスポイントでそういう認証を設定していないところが多い。

無線LANについては安価で販売されており、設定を行うことなく利用することができるため、デフォルトでセットするという点についても仕組みとして考えていかなければならない。

また、自分が被害者となるだけでなく、自分のスポットがウィルスをばらまいたり、自分が加害者になる可能性があるため、このような問題に関する教育はしっかりと行っていく必要がある。

インターネットカフェの匿名性に関する議論を進めていく上では、日本複合カフェ協会に加盟していない店舗がどれくらいあるのかという把握

をしなければならない。

協会に加盟していないため、実態を把握するのは困難であるため、例えばインターネットオークションのサイトについて、古物営業法を改正して、古物競り斡旋業者については公安委員会に届出の義務を課したように、インターネットカフェのような業務を行う場合に届出義務を課するという形で、把握することとしてはどうだろうか。

できればその届出を行う際に、固定IPなどで営業を行っている場合については、当該IPアドレスなども届出することとすれば、捜査を迅速に行うことができるようになるのではないかと思う。

また、インターネットカフェの事業者に対して身分確認を義務づけるという点に関しては、出会い系サイト規制法などが近い方法ではないかと思う。出会い系サイト規制法というのはたしか18歳未満が利用できないようにするだとか、そういった利用者に対しての何らかの制限を事業者に対して義務づけましたので、それと同じような手法が有効ではないかと思う。

次に、仮にそういった形ですべての事業者に本人確認を義務付けたとして、具体的にどういった方法で効果的に本人確認を行うのかというのが最終段階ではないだろうか。

この点について、例えば今レンタルビデオ店などは会員登録する際の本人確認として、免許証、保険証等の公的証明書のコピーを提供することでやっているが、これと同程度でいいのか。あるいは、オークションサイトが行っているように、届出のなされている住所に実際に郵便物を送るなどして居住確認を行うといったところまで行うのか、このように効果的な本人確認の方法まで含めて、これから具体的に詰めて行く必要があると思う。

インターネットカフェにおける利用者の本人確認の徹底については、もちろん賛成であるが、個人情報の悪用の観点から見ると、インターネットカフェの事業者に本当に本人確認を行わせてよいのかといったことも、今後考えていかなければならない課題であると考えている。

インターネット上の匿名性の問題については、警察における捜査の問題だけではなく、弁護士にとっては相手に民事上の請求を行うための必要条件を具備するという問題でもあり、裁判所にすれば国民の裁判を受ける権利を保障するためのインフラの問題でもある。このようにあらゆる要素が絡まっていることから、これに関係する人達がどう連携していくのかというプラットフォームを作らなければならない。

今後の課題という形となるのかも知れないが、この会議の最終報告書に連携のモデルについて盛り込んでいく必要もあるのではないだろうか。